証券コード：2175

SMS

第23期　定時株主総会
招集ご通知

株式会社エス・エム・エス

開催日時
2026年６月19日（金曜日）午前10時
受付開始：午前９時

開催場所
東京都港区芝二丁目５番２号
東京グランドホテル　３階　「桜の間」

議　　案
第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）３名選任の件
第３号議案　監査等委員である取締役３名選任の件
第４号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件
第５号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額改定の件
第６号議案　代表取締役に対する事後交付型株式報酬制度導入に伴う報酬決定の件

ご来場の株主様へのお土産のご用意はございません。
何卒ご理解の程、お願い申しあげます。

目　　次

第23期定時株主総会招集ご通知 …… 1
株主総会参考書類…… 5
事業報告…… 32
連結計算書類…… 45

株 主 各 位

証券コード　2175
電子提供措置の開始日2026年５月28日
発送日2026年６月４日

東京都港区芝公園二丁目11番１号
株式会社エス・エム・エス
代表取締役社長　髙畑　正樹

第23期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第23期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置を取っており、以下に記載するインターネット上の各ウェブサイトに電子提供措置事項を掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

当社ウェブサイト　https://www.bm-sms.co.jp/ir/library/shareholders/

株主総会資料　掲載ウェブサイト　https://d.sokai.jp/2175/teiji/

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show
上記の東証ウェブサイトにアクセスのうえ、「コード」に「2175」（半角）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」の順に選択してご確認ください。

なお、当日ご出席されない場合は、以下の「議決権行使についてのご案内」に記載のとおり、インターネット等又は書面により議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

1　日　　時　2026年６月19日（金曜日）午前10時（受付開始：午前９時）

2　場　　所　東京都港区芝二丁目５番２号　東京グランドホテル　３階　「桜の間」
（末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

3　目的事項　報告事項　第23期（2025年４月１日から2026年３月31日まで）事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項　第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）３名選任の件
第３号議案　監査等委員である取締役３名選任の件
第４号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件
第５号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額改定の件
第６号議案　代表取締役に対する事後交付型株式報酬制度導入に伴う報酬決定の件

4　招集にあたっての決定事項
(1) 書面により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱わせていただきます。
(2) インターネット等と書面により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
(3) インターネット等により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効として取り扱わせていただきます。

以　上

◎ 電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（交付書面）には記載しておりません。なお、監査等委員会及び会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。また、本株主総会におきましては、株主の皆さまに交付書面を一律でお送りいたします。
・事業報告のうち「主要な事業内容」、「対処すべき課題」、「主要な拠点等」、「従業員の状況」、「主要な借入先の状況」、「その他企業集団の現況に関する重要な事項」、「会社の株式に関する事項」、「会社の新株予約権等に関する事項」、「社外役員に関する事項」、「責任限定契約の内容の概要」、「役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」、「会計監査人の状況」及び「会社の体制及び方針」
・連結計算書類のうち「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
・計算書類
・「連結計算書類に係る会計監査報告」、「計算書類に係る会計監査報告」及び「監査等委員会の監査報告」

◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合には、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載いたします。

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、以下の３つのうちいずれかの方法で議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。

株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日　時

2026年６月19日（金曜日）
午前10時（受付開始：午前９時）

インターネット等で議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2026年６月18日（木曜日）
午後６時入力完了分まで

書面（郵送）で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2026年６月18日（木曜日）
午後６時到着分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

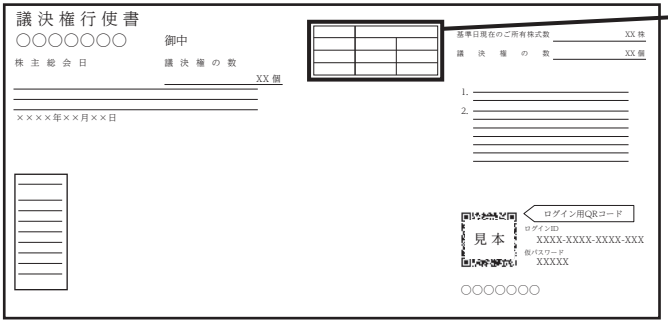

※議決権行使書用紙はイメージです。

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第１・４・５・６号議案

- 賛成の場合 ≫ 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 ≫ 「否」の欄に○印

第２・３号議案

- 全員賛成の場合 ≫ 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 ≫ 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 ≫ 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

1　議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。

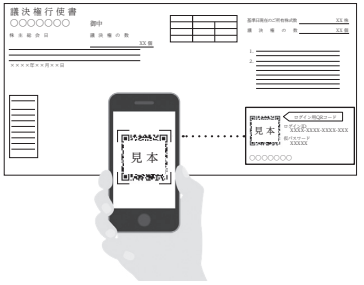

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2　以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト　https://evote.tr.mufg.jp/

1　議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

2　議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。

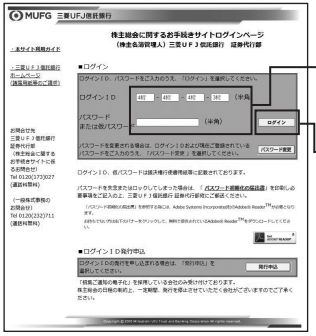

「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

3　以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部　ヘルプデスク
0120－173－027
（通話料無料／受付時間 9:00～21:00）

機関投資家の皆さまは、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金の処分の件

当社は、成長への投資を優先したうえで、財務の状況を勘案し、連結配当性向30％を目安に累進配当（１株当たり配当金の前期実績に対して、配当維持又は増配を行うもの。）を行うことを基本方針としております。ただし、M&A等の大きな投資機会発生の際には、この限りではありません。

このような方針に基づき、当期は配当を実施できると判断いたしましたので、剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

（１）配当財産の種類
金銭

（２）株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額
当社普通株式１株につき金29.5円、総額2,421,373,246円

（３）剰余金の配当が効力を生じる日
2026年６月22日

＜ご参考＞自己株式の取得について

当社は、財務状況及び株価水準に応じて自己株式の取得を機動的に実施することとしており、当期中に総額3,999,868,150円の自己株式の取得を実施いたしました。

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）３名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）３名全員は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営の監視・監督機能の充実を図るため社外取締役２名を新たに選任し、社内取締役１名及び社外取締役２名の計３名の取締役の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しては、委員の過半数を独立社外取締役で構成する指名・報酬諮問委員会における答申を経ており、また、監査等委員会において異論のない旨を確認しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名		現在の地位及び担当 (重要な兼職の状況)
1	再任	髙畑正樹（たかはたまさき）　社内取締役	代表取締役社長、経営管理本部長 (重要な兼職の状況) エムスリーキャリア㈱取締役
2	新任	安田誠（やすだまこと）　社外取締役 独立役員	(重要な兼職の状況) ㈱Seedim代表取締役
3	新任	河﨑武士（かわさきたけし）　社外取締役 独立役員	(重要な兼職の状況) ライフネット生命保険㈱取締役副社長 CFO

候補者番号 1	再任	髙畑正樹（たかはたまさき）(1984年４月14日生)	社内取締役

取締役会への出席状況
11回/11回（100%）

所有する当社株式数
11,100株

在任年数
（本総会終結時）
１年

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2007年４月 あずさ監査法人（現有限責任あずさ監査法人）入所
2011年７月 フロンティア・マネジメント㈱入社
2013年９月 当社入社
2016年５月 当社MIMSグループCFO
2021年３月 当社MIMSグループCEO
2025年６月 当社取締役
2026年１月 当社代表取締役社長（現任）
当社経営管理本部長（現任）
当社指名・報酬諮問委員（現任）
エムスリーキャリア㈱取締役（現任）

取締役候補者とした理由

髙畑正樹氏は、あずさ監査法人（現有限責任あずさ監査法人）及びフロンティア・マネジメント㈱において財務・会計及び経営支援分野での高度な専門性を培った後、2013年に当社に入社しました。入社後は経営企画部門においてグループ全体の戦略立案・推進をリードし、MIMSグループの子会社化後には、同グループのCFOとして経営管理体制の整備を主導しました。

2021年からはMIMSグループCEOとして、アジア太平洋地域に展開する医療情報プラットフォーム事業を統括し、文化的・言語的に多様な現地組織を束ねながら、複雑なステークホルダー環境の中で事業の持続的成長を牽引しました。海外子会社の代表者として、従業員・顧客・外部パートナー・規制当局等との多層的な対話を日常的に実践してきたことは、上場会社の経営者として必要な資質と経験を高度に体現するものです。

2025年6月に当社取締役に就任後、翌2026年１月には代表取締役社長に就任しました。就任後は速やかに「当社の企業価値最大化に向けたロードマップ」を策定・公表（2026年４月28日）し、財務目標と具体的な経営施策を体系的に整理したうえで株主・投資家に対して明示するとともに、第６号議案でお諮りする事後交付型株式報酬制度（PSU・RSU）及び市場からの買付けによる取得により一定の株式を保有することで、株主との利害の一致を自ら体現し、長期的なオーナーシップをもって経営に取り組む姿勢を示しています。

以上のことから、同氏は当社グループのミッション・ビジョン、事業構造、競争環境、課題を最も深く理解する経営者として、掲げたロードマップの確実な実行と持続的な企業価値向上に向けて不可欠な存在であり、引き続き取締役候補者といたしました。

（注）１．髙畑正樹氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
２．当事業年度に開催された取締役会は13回であり、髙畑正樹氏の就任以降開催された取締役会は11回です。
３．当社は、保険会社との間で会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、その内容は第23期定時株主総会の招集に際しての電子提供措置事項「役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」に記載のとおりです。なお、髙畑正樹氏が選任され就任した場合、当該契約の被保険者となります。当該契約は2026年11月に同内容での更新を予定しています。

候補者番号 2	新任	安田（やすだ） 誠（まこと） (1974年8月29日生)	社外取締役 独立役員
所有する当社株式数 0株	略歴及び重要な兼職の状況 1998年４月　ソフトバンク㈱（現ソフトバンクグループ㈱）入社 2003年11月　フリービット㈱入社 2004年10月　㈱ブレインパッド入社 2011年９月　同社取締役 2017年４月　Mynd㈱（現㈱ブレインパッド）代表取締役 2021年８月　㈱Seedim代表取締役（現任） 2022年７月　㈱ニーリー入社（現任）		

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

安田誠氏は、現在のAIブームよりもはるか以前から日本におけるデータ活用・機械学習ビジネスの創成を牽引してきた先駆者の一人です。ソフトバンク㈱（現ソフトバンクグループ㈱）及びフリービット㈱での事業開発経験を経て、2004年に統計解析・機械学習を軸とするデータ分析企業である㈱ブレインパッドに創業メンバーとして参画しました。同社においてデータ分析サービスの事業推進を主導するとともに、2011年の東証上場を経て取締役に就任し、以後約10年間にわたって取締役として事業の拡大を牽引しました。

取締役在任期間においては、統計解析・機械学習を軸とするデータ分析事業の拡大のみならず、レコメンドエンジン・広告自動入札等のSaaSプロダクト事業部門を統括し、その企画・開発・グロースを主導して同社の東証一部市場（現プライム市場）上場に貢献しました。多くのIT企業が現在注力するデータドリブンSaaSビジネスの実装・事業成長において10年以上に渡り経営者目線での実践経験を有しており、単なる技術的知見にとどまらず、データ・AIビジネスにおける市場開拓・プロダクト戦略・組織構築・収益化という経営全体を俯瞰した深い見識を持っています。

2021年の㈱ブレインパッド退任後は、㈱Seedimの設立を通じてデータ活用を起点とした新たな事業創造に取り組むとともに、㈱ニーリーへの参画を通じて次世代のSaaS企業の成長支援にも従事するなど、最前線での経験を継続して積み上げています。

当社グループは、医療・介護・ヘルスケア・シニアライフ領域において膨大なデータ資産を保有しており、これを活用したSaaSビジネスの高度化と新サービスの創出が企業価値最大化の重要な柱として位置づけられています。データ分析ビジネスの黎明期から上場企業の経営者として第一線で活躍してきた同氏の実践的知見は、当社のIT・DX戦略及びSaaSビジネスのさらなる成長を推進する取締役会において、即実践につながる具体的かつ示唆に富む助言として発揮されることを期待しています。また、一般株主と利益が相反するような事情もなく、独立した立場から業務執行に関する実効的な監視・監督を期待できることから、社外取締役候補者といたしました。

（注）１．安田誠氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
２．安田誠氏は社外取締役候補者です。
３．当社は、安田誠氏が選任され就任した場合、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出る予定です。
４．当社は、安田誠氏が選任され就任した場合、同氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。
５．当社は、保険会社との間で会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、その内容は第23期定時株主総会の招集に際しての電子提供措置事項「役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」に記載のとおりです。なお、安田誠氏が選任され就任した場合、当該契約の被保険者となります。当該契約は2026年11月に同内容での更新を予定しています。

候補者番号 3	新任 河崎武士（かわさきたけし）(1979年4月16日生)	社外取締役 独立役員
所有する当社株式数 0株	略歴及び重要な兼職の状況 2002年4月 シティバンク、エヌ・エイ在日支店 （現シティバンク、エヌ・エイ東京支店）入行 2005年3月 日興コーディアル証券㈱（現SMBC日興証券㈱）入社 2014年2月 ㈱地域経済活性化支援機構入社 2020年8月 ライフネット生命保険㈱入社 2022年6月 同社執行役員 2024年6月 同社上級執行役員 2025年6月 同社取締役副社長CFO（現任）	

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

河崎武士氏は、シティバンク、エヌ・エイ在日支店（現シティバンク、エヌ・エイ東京支店）における銀行業務及び日興コーディアル証券㈱（現SMBC日興証券㈱）における証券業務を経て、㈱地域経済活性化支援機構（REVIC）においてコーポレートファイナンス及びプライベートエクイティ投資業務に従事しました。REVICは産業競争力強化を担う政府系ファンドであり、同氏はここで企業の財務構造改善・事業価値向上に向けた実践的なファイナンス手法を習得するとともに、多様な業種・規模の企業が抱える経営課題を資本市場の視点から分析・解決する高度な専門性を培いました。

2020年にライフネット生命保険㈱に入社後は、経営企画部長として全社戦略の策定を担い、2022年より執行役員としてIRを含む経営企画・経理数理部門を統括しながら、機関投資家・アナリストとの継続的な対話を主導しました。同氏は、上場企業として資本市場からの企業価値向上への期待に応えるため、成長戦略実現に向けた資本調達や戦略的な資本業務提携を主導しました。また、投資家に対する有用な情報提供の観点から国際財務報告基準（IFRS）の任意適用を推進したほか、中期経営計画の策定・公表を主導するなど、資本市場との質の高いコミュニケーション能力を実践の場で発揮してきました。加えて、2025年6月からは取締役副社長CFOとして経営戦略・ファイナンス・IRの全領域を統括し、2025年7月には同社の東京証券取引所グロース市場からプライム市場への上場市場区分変更を実現するなど、資本政策と市場評価の向上において具体的な成果を上げています。

銀行・証券・政府系ファンド・保険という異なる金融フィールドを横断した実務経験に基づく資本市場への深い理解と、上場企業CFOとしての実践知は、当社が企業価値最大化ロードマップで掲げる資本市場とのコミュニケーション強化、資本政策の高度化、及びM&Aを含む成長投資戦略の推進において、取締役会に不可欠な視点と助言を期待しています。また、一般株主と利益が相反するような事情もなく、独立した立場から業務執行に関する実効的な監視・監督を期待できることから、社外取締役候補者といたしました。

（注）１．河﨑武士氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
２．河﨑武士氏は社外取締役候補者です。
３．当社は、河﨑武士氏が選任され就任した場合、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出る予定です。
４．当社は、河﨑武士氏が選任され就任した場合、同氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。
５．当社は、保険会社との間で会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、その内容は第23期定時株主総会の招集に際しての電子提供措置事項「役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」に記載のとおりです。なお、河﨑武士氏が選任され就任した場合、当該契約の被保険者となります。当該契約は2026年11月に同内容での更新を予定しています。

第３号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

監査等委員である取締役３名全員は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役３名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しては、委員の過半数を独立社外取締役で構成する指名・報酬諮問委員会における答申を経ており、また、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名		現在の地位及び担当 (重要な兼職の状況)
1	再任	髙木暢子（たかぎのぶこ） 社外取締役 独立役員	社外取締役（監査等委員）、指名・報酬諮問委員 (重要な兼職の状況) ㈱COEING AND COMPANY代表取締役 髙木暢子公認会計士事務所代表 ㈱コーセーホールディングス社外監査役
2	新任	原田哲郎（はらだてつろう） 社外取締役 独立役員	(重要な兼職の状況) ㈱ドリームインキュベータ取締役 取締役会議長（監査等委員） ㈱ワコールホールディングス社外取締役
3	新任	大田愛子（おおたあいこ） 社外取締役 独立役員	(重要な兼職の状況) のぞみ総合法律事務所パートナー

候補者番号 1	再任	髙木 暢子（たかぎ のぶこ）(1977年10月22日生) （戸籍上の氏名：寺岡 暢子）	社外取締役 独立役員

取締役会への出席状況 13回/13回（100%） 監査等委員会への出席状況 12回/12回（100%） 所有する当社株式数 2,148株 在任年数 （本総会終結時） 4年	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 2002年10月　監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）入所 2006年５月　公認会計士登録 2006年８月　税理士法人トーマツ（現デロイト トーマツ税理士法人）入所 2007年11月　GCA㈱（現フーリハン・ローキー㈱）入社 2011年３月　日本電気㈱入社 2017年７月　髙木暢子公認会計士事務所代表（現任） ㈱I-ne社外監査役 2018年４月　㈱COEING AND COMPANY代表取締役（現任） 2018年６月　㈱ユー・エス・エス社外取締役 2022年６月　当社社外取締役（監査等委員）（現任） 当社指名・報酬諮問委員（現任） 2024年３月　㈱コーセー（現㈱コーセーホールディングス）社外監査役（現任）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

髙木暢子氏は、公認会計士として監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）及び税理士法人トーマツ（現デロイト トーマツ税理士法人）での監査・税務実務を経て、GCA㈱（現フーリハン・ローキー㈱）においてM&Aアドバイザリー業務に従事し、数多くの国内及びクロスボーダー案件を推進しました。その後、日本電気㈱においてグループ全体の事業買収・売却・事業再編に関するトップマネジメントへの意思決定支援、ディールの交渉・プロジェクトマネジメント業務、事業ポートフォリオ戦略及びグローバル戦略の立案業務を通じて企業価値向上に資する事業戦略及び大企業経営の実態を体得し、2018年に㈱COEING AND COMPANYを設立して経営コンサルタントとして独立しました。経営コンサルタントとして、新規事業開発における評価運用モデルの構築・運用の実践経験等を蓄積しています。公認会計士としての財務・会計の深い専門知識に、M&Aアドバイザリー会社及び事業会社で磨いた事業戦略と投資価値評価の視点、経営コンサルタントとして培った多様な業種・経営フェーズへの洞察を組み合わせた同氏の知見は、取締役会において業務執行を独立した視点から多角的に評価するうえで極めて有益です。また、社外取締役及び社外監査役として、これまで㈱コーセー（現㈱コーセーホールディングス）の社外監査役、㈱ユー・エス・エスの社外取締役、㈱I-neの社外監査役を歴任してきており、コーポレートガバナンスに関する広範な知識と経験を有しています。

2022年６月の当社社外取締役（監査等委員）就任以来、取締役会及び監査等委員会への出席率は４年連続100%を維持し、機関投資家との対話も積極的に実施し、当社の経営判断・内部統制の両面において継続的に高い水準での監督を実現してきました。

当社の事業ポートフォリオ戦略、成長投資の意思決定、及び役員報酬制度の設計といった重要議題において、財務・会計、事業戦略・M&A及びコーポレートガバナンスの専門知識に基づいた実効的な意見を取締役会に提供し続けてきた実績は、同氏の社外取締役としての高いプロフェッショナリズムを示しています。また、財務・会計、監査の専門知識に基づいた監査等委員としての活動実績についても、当社のコーポレートガバナンス強化を実践してきました。

同氏が選任され就任した場合は、当社取締役会において筆頭独立社外取締役として議論の質と実効性を高めるとともに、指名・報酬諮問委員長として役員候補者の選任・解任及び報酬に関する事項の審議を主導し、さらに監査等委員長としてコーポレートガバナンスの強化についても主導し、当社コーポレートガバナンスの中枢として機能していただく予定です。他社における社外役員としての上場企業ガバナンスの実務経験も、当社取締役会の実効性向上に寄与するものと確信しております。以上のことから、引き続き社外取締役候補者といたしました。

（注）1．髙木暢子氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2．髙木暢子氏は、社外取締役候補者です。
3．当社は、髙木暢子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ています。
4．当社は、髙木暢子氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。同氏が選任され就任した場合、当社は当該契約を継続する予定です。
5．髙木暢子氏の所有する当社の株式数には、持株会の持分が含まれています。
6．当社は、保険会社との間で会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、その内容は第23期定時株主総会の招集に際しての電子提供措置事項「役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」に記載のとおりです。なお、髙木暢子氏が選任され就任した場合、当該契約の被保険者となります。当該契約は2026年11月に同内容での更新を予定しています。

候補者番号 2	新任 原田哲郎（1965年９月22日生）	社外取締役 独立役員
所有する当社株式数 0株	略歴及び重要な兼職の状況 1981年４月　海上自衛隊入隊 1990年４月　日本生命保険相互会社入社 1996年６月　カリフォルニア大学バークレー校経営大学院経営学修士 2000年10月　㈱ドリームインキュベータ入社 2006年６月　同社執行役員 2018年６月　同社取締役 2020年６月　同社代表取締役CEO 2023年６月　同社取締役 取締役会議長 2024年６月　同社取締役 取締役会議長（監査等委員）（現任） ㈱マンダム社外取締役 ㈱ワコールホールディングス社外取締役（現任）	

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

原田哲郎氏は、海上自衛隊及び日本生命保険相互会社での投融資業務経験を経て、カリフォルニア大学バークレー校経営大学院にてMBAを取得し、2000年に創業間もない㈱ドリームインキュベータに参画しました。同社において大企業向け戦略コンサルティングやベンチャー企業への投資・育成業務に従事し、2006年より執行役員、2018年より取締役として20年以上にわたり同社の経営中枢を担ってきました。

2020年6月に同社代表取締役CEOに就任後は、創業20周年の節目においてミッション・ビジョン・バリューを刷新し、取締役会構成の見直しとモニタリングモデルへの転換、事業ポートフォリオの抜本的な再構築とDX関連の新サービスラインの立ち上げ、資本構成の見直しと大型の株主還元を推進しました。上場企業の経営トップとして、変化する時代に即した経営構造の転換と企業価値向上を主導した経験を有しています。2023年からは取締役会議長として、経営執行と取締役会監督機能の適切な分離と実効性の確保を実践しており、上場企業ガバナンスの高い水準での運営に関する深い知見を有しています。また、㈱マンダムの社外取締役在任中には、同社のマネジメント・バイアウト（MBO）に係る特別委員会委員を務め、支配株主と少数株主の間に生じる利益相反リスクを管理しつつ、独立した立場から企業価値の向上、取引の公正性及び少数株主の利益保護の観点で多角的に検討・判断した経験を有しています。このような複雑な資本取引の局面における独立的な意思決定の実務経験は、当社の取締役会における監督機能の実効性向上に資するものと判断しております。さらに、㈱ワコールホールディングス社外取締役としても、消費財大手の経営戦略における監督に従事するなど、上場企業での社外役員として多様な実績を積み上げています。

戦略コンサルタントとして多様な企業の経営課題を分析・解決してきた経験と、上場企業の経営者・取締役会議長としての実践的知見、並びに社外取締役としての豊富な経験の組み合わせは、当社の事業ポートフォリオ戦略の深化と資本市場に対する説明責任の向上において、取締役会及び監査等委員会に不可欠な監督・助言機能を果たすものと期待されます。また、一般株主と利益が相反するような事情もなく、独立した立場から業務執行に関する実効的な監視・監督を期待できることから、社外取締役候補者といたしました。なお、同氏が選任され就任した場合は、指名・報酬諮問委員として、当社の役員候補者の選任及び解任、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等に関する事項の審議に取り組んでいただく予定です。

（注）１．原田哲郎氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
２．原田哲郎氏は、社外取締役候補者です。
３．当社は、原田哲郎氏が選任され就任した場合、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定です。
４．当社は、原田哲郎氏が選任され就任した場合、同氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。
５．当社は、保険会社との間で会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、その内容は第23期定時株主総会の招集に際しての電子提供措置事項「役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」に記載のとおりです。なお、原田哲郎氏が選任され就任した場合、当該契約の被保険者となります。当該契約は2026年11月に同内容での更新を予定しています。

候補者番号 3	新任	大田愛子（おおたあいこ）(1988年12月28日生) （戸籍上の氏名：新井 愛子）	社外取締役 独立役員

所有する当社株式数 0株	略歴及び重要な兼職の状況 2015年 1 月　弁護士登録（第二東京弁護士会所属弁護士となる） フレッシュフィールズブルックハウスデリンガー法律事務所 （現フレッシュフィールズ法律事務所）入所 2017年11月　のぞみ総合法律事務所入所 2020年 5 月　Rajah & Tann Singapore LLP出向 2020年 6 月　シンガポール国立大学（LL.M.）修了 2022年 3 月　のぞみ総合法律事務所復帰 2025年 9 月　のぞみ総合法律事務所パートナー（現任）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

大田愛子氏は、弁護士登録後、英国系大手法律事務所であるフレッシュフィールズブルックハウスデリンガー法律事務所（現フレッシュフィールズ法律事務所）において外資系企業の労務・訴訟案件に従事し、国際水準の企業法務実務を体得した後、2017年にのぞみ総合法律事務所に参画しました。同事務所においては、コンプライアンス・内部統制等のガバナンス体制構築支援、東南アジアを中心とした海外法務、労務・訴訟を主要分野とする企業法務全般を担い、上場会社が日常的に直面する多様な法的リスクへの対応において豊富な経験を積んでいます。

2019年にはシンガポール国立大学（NUS）法学修士課程（LL.M.）へ日弁連推薦留学生として留学し、現地の紛争解決制度・比較法を修了後、ASEAN各国に拠点を持つシンガポールの大手法律事務所であるRajah & Tann Singapore LLPに出向しました。同事務所での出向では、日本企業の東南アジア進出・現地法対応・国をまたがる紛争解決・現地コンプライアンス体制構築を幅広く支援し、約２年間にわたるシンガポール・ASEAN域内での実務を通じて、国際企業法務の最前線での実践的経験を積みました。当社グループがAPACを中心に展開する海外事業の主要拠点であるシンガポールにおける同氏の深い実務知見は、取締役会及び監査等委員会における海外事業リスクの監督において具体的かつ実効的な視点をもたらします。

帰国後は、のぞみ総合法律事務所においてシンガポール・東南アジア関連の企業法務及びコンプライアンス・ガバナンス分野を継続して担い、2025年9月には同事務所パートナーに就任しました。グローバルファームでの高水準の法務実務、NUSでの国際的なリーガル教育、及びシンガポール大手法律事務所での実務を通じて身につけた国際企業法務の専門性は、当社グループが海外事業の継続・再編を含む多様な戦略的局面において複雑な意思決定を求められる中、クロスボーダー取引・現地法対応・コンプライアンス体制の構築や、取締役会における海外事業リスクの監督と意思決定の質的向上において重要な役割を果たすことが期待されます。また、一般株主と利益が相反するような事情もなく、独立した立場から業務執行に関する実効的な監視・監督を期待できることから、社外取締役候補者といたしました。なお、同氏は直接会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由から社外取締役（監査等委員）としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。

（注）１．大田愛子氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
２．大田愛子氏は、社外取締役候補者です。
３．当社は、大田愛子氏が選任され就任した場合、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定です。
４．当社は、大田愛子氏が選任され就任した場合、同氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。
５．当社は、保険会社との間で会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、その内容は第23期定時株主総会の招集に際しての電子提供措置事項「役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」に記載のとおりです。なお、大田愛子氏が監査等委員である取締役に選任され就任した場合、当該契約の被保険者となります。当該契約は2026年11月に同内容での更新を予定しています。

第４号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠の監査等委員である取締役１名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関し、委員の過半数を独立社外取締役で構成する指名・報酬諮問委員会における答申を経ており、また、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりです。

水沼太郎（みずぬまたろう）(1971年７月６日生)　社外取締役　独立役員	
所有する当社株式数 0株	略歴及び重要な兼職の状況 2000年４月　弁護士登録（第二東京弁護士会所属弁護士となる） 三宅坂総合法律事務所入所 2009年４月　三宅坂総合法律事務所パートナー 2012年５月　新星総合法律事務所入所 2015年９月　大武法律事務所入所（現任） (重要な兼職の状況) 大武法律事務所弁護士
補欠の社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要 水沼太郎氏は、弁護士として長年にわたり活躍しており、法律の専門家としての豊富な知識、経験と幅広い見識を有しております。特に、同氏は、医療機関における法律業務を数多く取り扱っており、当社の事業領域の一つである医療の領域にも精通しております。また、一般株主と利益が相反するような事情もなく、独立した立場からの経営陣に対する実効的な監視・監督を期待できることから、補欠の社外取締役候補者といたしました。なお、同氏は直接会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由から社外取締役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。	

（注）１．水沼太郎氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

２．水沼太郎氏は、補欠の社外取締役候補者です。

３．当社は、水沼太郎氏が監査等委員である取締役に就任した場合、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定です。

４．当社は、水沼太郎氏が監査等委員である取締役に就任した場合、同氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。

５．当社は、保険会社との間で会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、その内容は第23期定時株主総会の招集に際しての電子提供措置事項「役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」に記載のとおりです。なお、水沼太郎氏が監査等委員である取締役に就任した場合、当該契約の被保険者となります。当該契約は2026年11月に同内容での更新を予定しています。

＜ご参考＞ 第２号議案及び第３号議案が承認可決された後の取締役会

１．取締役会の構成

６名中５名が独立社外取締役

２．取締役のスキル・マトリックス

氏名	属性	性別	地位	特に期待する知見・経験						
				企業経営	事業知見	国際経験	法務・リスクマネジメント	会計・ファイナンス・M&A	IT・DX	サステナビリティ
再任 髙畑 正樹（たかはた まさき）	社内	男性	代表取締役社長	●	●	●		●	●	●
新任 安田 誠（やすだ まこと）	社外 独立	男性	取締役	●	●				●	
新任 河﨑 武士（かわさき たけし）	社外 独立	男性	取締役	●	●			●		●
再任 髙木 暢子（たかぎ のぶこ）	社外 独立	女性	取締役 （監査等委員）		●	●		●		●
新任 原田 哲郎（はらだ てつろう）	社外 独立	男性	取締役 （監査等委員）	●	●		●	●		
新任 大田 愛子（おおた あいこ）	社外 独立	女性	取締役 （監査等委員）			●	●			●

社内 社内取締役　　社外 社外取締役　　独立 独立役員

（注）１．上記一覧は、取締役候補者の有する全ての知見・経験を表すものではありません。各知見・経験の選定理由は、次頁をご参照ください。

２．本総会終結の時をもって監査等委員である取締役を退任する鈴村豊太郎氏とは、当社のAIをはじめとする先端テクノロジー領域に関する顧問として、アドバイザリー契約を締結予定です。なお、その他に元取締役等を相談役・顧問等に起用している事実はありません。

当社は、2026年４月28日に財務目標と経営施策を含めた「当社の企業価値最大化に向けたロードマップ」を策定・公表しました。このロードマップに掲げる経営課題の解決及び企業価値向上を実現するため、取締役会において必要な知見・経験として以下の７項目を選定しています。

知見・経験	選定理由
企業経営	グループ中期経営計画の策定に向けて、経営陣の業務執行を実効的に監督するためには、取締役自身が企業経営の経験を有していることが有意義であるため。
事業知見	「中長期の圧倒的成長」を実現するため、当社グループの事業領域全体を俯瞰するとともに、各領域の事業環境や市場特性に対する理解や今後の展望への洞察が重要であるため。
国際経験	APACを中心に多くの事業展開国を抱える海外事業に対する適切な助言や監督のために、海外における経験に基づく知見を備えていることが望ましいため。
法務・リスクマネジメント	当社グループの事業領域である高齢社会に関連する市場は年々拡大し、関連する情報量が飛躍的に増加するとともに多様化・複雑化していく。このような経営環境下で日々発生するリスクを認識し、適切にマネジメントしていくことが必要不可欠であるため。
会計・ファイナンス・M&A	事業ポートフォリオ戦略に基づく事業モニタリングやM&Aや事業提携も活用した成長投資や新規事業創出を実行、資本政策の立案や高度な投資判断を行う能力が求められるため。
IT・DX	当社グループが保有する膨大なデータをビジネスモデルの拡張と模倣困難性の構築に活用するためには、先進的なテクノロジーを適時適切に経営戦略に取り込むことが必要であるため。なお、本知見・経験については、適宜外部人材も活用して取締役会における監督を補完する。
サステナビリティ	高齢社会における社会課題解決をミッションとする当社グループにとって、サステナビリティへの深い理解と実践は、事業成長と持続可能な社会の実現を両立させるうえで不可欠であるため。

＜ご参考＞ 社外取締役の独立性に関する基準

当社は、社外取締役を独立役員として指定する要件として、独立性を客観的に判断するための基準を以下のとおり定め、社外取締役が以下の項目のいずれにも該当しない場合には、当社にとって十分な独立性を有するものと判断します。

（１） 当社及び当社子会社（以下、「当社グループ」という。）の業務執行者又は過去10年間において業務執行者であった者
（２） 当社グループの取引先で、直近事業年度における当該取引先に対する当社グループの売上高が当社グループの年間連結総売上高の１％を超える取引先又はその業務執行者
（３） 当社グループを取引先とする者で、直近事業年度における当社グループに対する売上高がその者の年間連結総売上高の１％を超える者又はその業務執行者
（４） 当社グループから役員報酬以外に1,000万円を超える金額・その他の財産を得ている弁護士、公認会計士、コンサルタント等（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体に属している場合は、当該団体との取引において双方いずれかの年間連結総売上高の１％超もしくは1,000万円超）
（５） 当社グループの主要借入先（資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している金融機関その他の大口債権者）又はその業務執行者
（６） 当社の主要な株主（議決権所有割合10％以上の株主）又はその業務執行者
（７） 当社グループから直近事業年度において1,000万円を超える寄付を受けている者
（８） 当社グループの会計監査人又はその業務執行者等として当社グループの監査業務を担当している公認会計士
（９） 当社グループとの間で相互に取締役を派遣している会社の業務執行者
（10） 過去３年間のいずれかの時点において、上記（２）から（９）までのいずれかに該当していた者
（11） 上記（１）から（10）までのいずれかに該当する者（ただし、（５）から（８）までに関しては、重要でない者を除く。）の配偶者又は二親等以内の親族
（12） 上記（１）から（11）までのほか、一般株主と利益相反が生じうるなど、独立性を有する社外取締役としての職務を果たすことができない特段の事由がある者

なお、当社は、社外取締役については、在任期間が長い役員の経験を活かすことと、新たな役員による社外の新しい視点を入れることの調和を図るべく、在任期間についても多様性を実現することとしております。そのため、在任期間についての基準は設けておりません。

第５号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額改定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額は、2016年６月24日開催の第13期定時株主総会において、月額報酬及びストック・オプションとしての新株予約権として年額200百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とご承認いただき今日に至っております。

今般、業績に連動した報酬制度とすることにより当社の持続的な企業価値向上に対するインセンティブを高めることを目的として、取締役（監査等委員である取締役を除く。）のうち社外取締役を除く者（以下、本議案において「社内取締役」という。）に対する報酬額を、基本報酬及び年次賞与として年額200百万円以内とし、ストック・オプションとしての新株予約権を廃止して今後新たに発行しないこととといたしたいと存じます。

また、第２号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）３名選任の件」が原案通り承認可決された場合、取締役（監査等委員である取締役を除く。）のうち、社外取締役の報酬額を新たに定めることが必要となります。従いまして、取締役（監査等委員である取締役を除く。）のうち社外取締役に対する報酬額を、基本報酬として年額100百万円以内といたしたいと存じます。

当社の現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は社内取締役３名ですが、第２号議案が原案どおり承認可決された場合、社内取締役１名及び社外取締役２名となります。

当社は、2026年５月15日開催の取締役会において、本議案及び第６号議案「代表取締役に対する事後交付型株式報酬制度導入に伴う報酬決定の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を後記＜ご参考＞のとおり変更しております。

本議案の内容は、当該方針に沿う報酬等を付与するために必要かつ当社の経営状況及び外部環境の変化等を考慮のうえ決定されており、相当であると考えております。

なお、本議案に関し、委員の過半数を独立社外取締役で構成する指名・報酬諮問委員会における答申を経ており、また、監査等委員会において異論のない旨を確認しております。

第６号議案　代表取締役に対する事後交付型株式報酬制度導入に伴う報酬決定の件

当社は、本年１月１日に代表取締役に就任した髙畑正樹氏に対して、第５号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額改定の件」の報酬額とは別枠で、事後交付型株式報酬制度（以下、本議案において「本制度」という。）を導入することといたしたいと存じます。ただし、本制度の導入は、第２号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）３名選任の件」のうち髙畑正樹氏の選任が承認可決され、同氏が代表取締役に選定され就任することを条件とするものとします。

本制度は、髙畑正樹氏（以下、本議案において「対象取締役」という。）に対して、業績等の成果や企業価値と連動する報酬制度のもとで、2026年４月28日に公表した「当社の企業価値最大化に向けたロードマップ」に則した職務の遂行を強く促すとともに、株主の皆さまとの一層の価値共有を進めることを目的とするものであります。

当社は、2026年５月15日開催の取締役会において、第５号議案及び本議案が原案どおり承認可決されることを条件として、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を後記＜ご参考＞のとおり変更しております。

本議案の内容は、当該方針に沿う報酬等を付与するために必要かつ当社の経営状況及び外部環境の変化等を考慮のうえ決定されており、相当であると考えております。

なお、本議案に関し、委員の過半数を独立社外取締役で構成する指名・報酬諮問委員会における答申を経ており、また、監査等委員会において異論のない旨を確認しております。

１．本制度の概要

本制度は、対象取締役に対して、ユニット数に相当する当社株式及び納税観点からの金銭を交付及び給付する制度で、業績連動型株式報酬（以下、「PSU」という。）及び非業績連動型株式報酬（以下、「RSU」という。）で構成されます。なお、１ユニットは当社株式１株に相当する経済的価値を有するものとします。

本制度による当社株式及び金銭の交付及び給付の時期は、原則として以下に定める対象期間の終了後とし、株式の交付は、対象取締役による金銭の払込み又は現物出資財産の給付を要さずに、当社株式を発行又は処分する方法（以下、「無償交付」という。）によることとします。

（1）PSU

対　象　期　間	2026年４月１日から2031年３月31日までの５事業年度
ユ　ニ　ッ　ト	本総会の終結後速やかに対象取締役に「当初ユニット」を付与 対象期間の勤務継続を条件に、対象期間の業績目標の達成度等に応じて「最終ユニット」が確定
当初ユニットの数	上　　限：85,000個 算定方法：基準額÷基準株価
最終ユニットの数	上　　限：170,000個 算定方法：当初ユニットの数 × 業績連動係数
交付される株式の数	上　　限：85,000株 発行済株式総数に占める割合：0.10% （2026年３月31日現在、自己株式控除後） 算定方法：最終ユニットの数 × 50%
給付される金銭の額	上　　限：85,000×交付時株価 算定方法：最終ユニットの数 × 50% × 交付時株価

（注）１．各算定の結果１未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。
２．基準額：当社取締役会において、具体的な金額を定めるものとする。
３．基準株価：2026年６月の東京証券取引所における当社株式の終値の平均とする。
４．業績連動係数：取締役会が決定する対象期間の業績目標の達成度等に応じて、０%から200%までの間で変動するものとする。上限の算定にあたっては、最高値である200%とする。
５．交付時株価：対象期間終了後に行われる当社株式の発行又は処分に係る当社取締役会決議日の前日における東京証券取引所における当社株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）とする。
６．対象期間中並びに対象期間終了後当社株式及び金銭の交付及び給付を行う前に当社株式の株式分割、株式無償割当、株式併合等が行われた場合、分割比率・割当比率・併合比率等に応じた合理的な方法によってユニット及び株式の数並びにその上限の調整を行う。
７．対象取締役に交付される株式に係る報酬等の額の上限は、無償交付のため金銭の払込み等は要しないものの、交付する株式の数の上限である85,000株に交付時株価を乗じた額とする。

（2）RSU

対　象　期　間	2026年４月１日から2031年３月31日までの５事業年度
ユ　ニ　ッ　ト	本総会の終結後速やかに対象取締役に「当初ユニット」を付与 対象期間の勤務継続を条件に「最終ユニット」が確定
当初ユニットの数	上　　限：115,000個 算定方法：基準額÷基準株価
最終ユニットの数	上　　限：115,000個 算定方法：当初ユニットの数と同数
交付される株式の数	上　　限：57,500株 発行済株式総数に占める割合：0.07% （2026年３月31日現在、自己株式控除後） 算定方法：最終ユニットの数 × 50%
給付される金銭の額	上　　限：57,500×交付時株価 算定方法：最終ユニットの数 × 50% × 交付時株価

（注）１．各算定の結果１未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。
２．基準額：当社取締役会において、具体的な金額を定めるものとする。
３．基準株価：2026年6月の東京証券取引所における当社株式の終値の平均とする。
４．交付時株価：対象期間終了後に行われる当社株式の発行又は処分に係る当社取締役会決議日の前日における東京証券取引所における当社株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）とする。
５．対象期間中並びに対象期間終了後当社株式及び金銭の交付及び給付を行う前に当社株式の株式分割、株式無償割当、株式併合等が行われた場合、分割比率・割当比率・併合比率等に応じた合理的な方法によってユニット及び株式の数並びにその上限の調整を行う。
６．対象取締役に交付される株式に係る報酬等の額の上限は、無償交付のため金銭の払込み等は要しないものの、交付する株式の数の上限である57,500株に交付時株価を乗じた額とする。

２．マルス・クローバック条項

当社は、会計上の誤り等により、事後的に決算書類等の重大な修正が発生した場合や、対象取締役による重大な不正・法令違反行為等が発生した場合、指名・報酬諮問委員会の審議を経たうえで、取締役会の決議により、対象取締役に対し、本制度に係る権利の没収（マルス）又は交付株式相当額及び給付金銭額の返還請求（クローバック）を求める場合があります。

３．その他の事項

対象期間中に対象取締役が死亡により退任した場合又は当社が消滅会社となる組織再編等が承認された場合は、対象期間の開始日から当該退任又は組織再編等の承認の日までの期間等を考慮して各ユニットの数を合理的に調整するものとします。この場合、当社は対象取締役に対して、調整されたユニットの数に当該退任又は組織再編等の承認の日の東京証券取引所における当社株式の終値（同日に取引が成立していない場合には、それに先立つ直近取引日の終値）を乗じた額の金銭を給付し、当社株式を交付しないものとします。

本制度に関するその他の事項は、取締役会において定めるものとします。

＜ご参考＞取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

1．代表取締役の報酬等の内容に係る決定方針

（1）基本方針

①当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）は代表取締役1名で構成されており、その報酬は、「永続する企業グループとして成長し続け、社会に貢献し続ける」という企業理念の実現と、企業価値の長期継続的な向上を促すインセンティブとして機能することを基本方針とする。

②当社は、短期的な成果のみに偏ることなく、中長期の時間軸で戦略を実行し企業価値を高めることを重視しており、代表取締役の報酬制度はこのような考え方を体現し、株主・投資家をはじめとするステークホルダーに対する説明責任を果たすことができる設計とする。

③代表取締役が長期の時間軸でオーナーシップを持ち、価値創造の主体として経営に取り組めるよう、当社株式の保有を促進し、株主との利害を一致させる報酬体系を志向する。

（2）報酬水準

当社の現状及び目指す企業規模・事業フェーズを踏まえ、同程度の規模・事業フェーズにある上場企業をベンチマークとして、優秀な人材の確保・維持に必要な競争力を確保しつつ、株主・投資家をはじめとするステークホルダーに対する説明責任を果たすことができる水準に設定する。

（3）報酬構成

①基本報酬、②年次賞与（STI）、③事後交付型株式報酬（LTI：PSU・RSU）で構成し、業績目標を標準的に達成した場合において、おおよその目安として以下のとおりとする。

基本報酬：STI：LTI＝48%：16%：36%（うち、PSU16%、RSU20%）

なお、②年次賞与及び③事後交付型株式報酬（LTI）のうちPSUについては、実際の支給額が業績目標の達成状況により変動するため、最終的な比率は上記と異なる場合がある。

（4）基本報酬

固定額の金銭報酬とし、職責、業務執行の難易度及び同規模上場企業の報酬水準を総合的に考慮して決定する。基本報酬は月例で支給する。

（5）年次賞与（STI）

各事業年度の業績に連動した金銭報酬とする。所定の基準額に対して、所定の業績評価指標（KPI）の達成率に応じた支給係数（下限0%・上限150%）を乗じた額を、当該事業年度終了後の一定時期に支給する。標準額、具体的な業績評価指標の内容、業績目標値及び各指標の構成比率は、取締役会が決定する。

（6）事後交付型株式報酬（LTI：PSU・RSU）

非金銭報酬等として、以下の２種類の事後交付型株式報酬（LTI）を支給する。いずれも株主との利害を一致させ、中長期的な企業価値向上へのインセンティブを付与することを目的とする。

①業績連動型株式報酬（PSU）

中期的な業績目標の達成を促進するインセンティブとして、業績達成条件に連動したパフォーマンス・シェア・ユニット（PSU）を付与する。業績評価指標（KPI）、業績連動係数の上下限及び対象期間は、株主総会において承認を得た範囲内において、取締役会が決定する。PSUはその業績達成条件が充足されたことが確認された後に50％を株式として交付し、50％を金銭として支給する。

②非業績連動型株式報酬（RSU）

当社株式の保有を促進し、長期在籍へのインセンティブを付与することを目的として、在籍条件付きの譲渡制限付株式ユニット（RSU）を付与する。付与株式数、権利確定条件（在籍条件等）及び付与時期は、株主総会において承認を得た範囲内において、取締役会が決定する。RSUはその在籍条件等が充足されたことが確認された後に50％を株式として交付し、50％を金銭として支給する。

（7）マルス・クローバック条項

当社は、会計上の誤り等により、事後的に決算書類等の重大な修正が発生した場合や、代表取締役による重大な不正・法令違反行為等が発生した場合、指名・報酬諮問委員会の審議を経たうえで、取締役会の決議により、代表取締役に対し、賞与（STI）及び事後交付型株式報酬（LTI：PSU・RSU）等のインセンティブ報酬について、支給・交付前の権利に関し全部もしくは一部を没収（マルス）又は支給・交付済みの全部もしくは一部の返還（クローバック）を求める場合がある。

（8）決定プロセス

代表取締役の報酬等の内容は、独立社外取締役が過半数を占める指名・報酬諮問委員会の審議・答申を経て、当該答申の内容を最大限尊重したうえで取締役会が決定する。ただし、報酬額は指名・報酬諮問委員会が決定するものとし、取締役会は、指名・報酬諮問委員会の委員長及び委員に対してその権限を委任する。取締役会は、指名・報酬諮問委員会規程に従い、同委員会より、検討の経過及び結果の報告を受けるものとする。

（9）その他重要な事項

当社は、経営陣と株主との利益の一致を図り、長期的な企業価値の向上に向けた経営を推進するため、代表取締役に自ら市場において当社株式を購入させるものとする。

2．社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

（1）報酬水準

当社の現状及び目指す企業規模・事業フェーズを踏まえ、同程度の規模・事業フェーズにある上場企業をベンチマークとして、優秀な人材の確保・維持に必要な競争力を確保しつつ、株主・投資家をはじめとするステークホルダーに対する説明責任を果たすことができる水準に設定する。

（2）報酬構成

基本報酬のみで構成する。

（3）基本報酬

固定額の金銭報酬とし、役位・職責等に応じ、同規模上場企業の報酬水準を総合的に考慮して決定する。基本報酬は月例で支給する。

（4）決定プロセス

個人別の報酬等の内容は、独立社外取締役が過半数を占める指名・報酬諮問委員会の審議・答申を経て、当該答申の内容を最大限尊重したうえで取締役会が決定する。ただし、個人別の報酬額は、指名・報酬諮問委員会が決定するものとし、取締役会は、指名・報酬諮問委員会の委員長及び委員に対してその権限を委任する。取締役会は、指名・報酬諮問委員会規程に従い、同委員会より、検討の経過及び結果の報告を受けるものとする。

以　上

事 業 報 告

（2025年４月１日から 2026年３月31日まで）

１．当社グループの現況に関する事項

（１）事業の経過及び成果

① 概況

（単位：百万円）

	前連結会計年度	当連結会計年度	増減額	増減率
売上高	60,952	64,735	3,782	6.2%
営業利益	6,335	6,787	451	7.1%
経常利益	8,357	8,721	364	4.4%
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失（△）	6,054	△14,317	△20,372	－

当社グループは、「高齢社会に適した情報インフラを構築することで人々の生活の質を向上し、社会に貢献し続ける」ことをグループミッションに掲げています。「医療」「介護/障害福祉（注１）」「ヘルスケア」「シニアライフ」を高齢社会における事業領域とし、価値提供先である従事者・事業者・エンドユーザをつなぐプラットフォームを情報インフラと定義しています。高齢社会を取り巻く人々を情報を介してサポートする情報インフラの構築を通じ、高齢社会で生じる様々な課題を解決し、生活の質の向上に貢献していきます。

未曽有の少子高齢化・人口減少時代が到来

日本では、急速な少子高齢化と人口減少が同時に進行する、かつて誰も経験したことのない時代が到来しています。65歳以上の高齢者人口は2025年10月時点で約3,622万人となり（注２）、既に29％に達している高齢化率は、高齢者人口が3,900万人を超えピークに近づく2040年には約35％となる見通しです。一方、経済活動の中核を担う15～64歳の生産年齢人口は減少に歯止めがかからず、その人口構成比は2000年の68％から、2040年には55％近くにまで低下すると予測されています（注３）。

高齢社会が直面する「３つの課題」

このような人口動態の変化を背景として、経済動向や国家政策、人々の価値観といった社会のありようは大きく変容し、これまでにない新たな課題も生じています。当社グループは、高齢社会において解決すべき重要な社会課題を下記の３つと捉えています。

課題１：質の高い医療・介護/障害福祉サービスの提供が困難に

高齢化に伴い医療や介護/障害福祉の需要が増大する一方で、生産年齢人口の減少により、これらのサービスを支える従事者の不足が深刻な課題となっています。国の推計によると、2040年には、2018年と比較して32万人の看護師が追加で必要となり、介護職は2022年と比較して

57万人が追加で必要となる見込みであり（注４）、高齢者や患者のケアを担う従事者の不足により、質の高い医療・介護/障害福祉サービスの提供が難しくなると予想されます。

課題２：現役世代の負担がより深刻に

高齢者人口の増加を受け、年金・医療・介護等を支える社会保障費は、2040年には2018年と比較して約1.6倍の190兆円近い規模に増大すると見込まれています（注５）。一方、生産年齢人口の減少により、医療・介護/障害福祉のみならず、日本のあらゆる産業で労働力が不足していきます。そして、１人の高齢者を支える現役世代の人数は2018年の2.1人から2040年には1.6人にまで減少し、現役世代にかかる負担はますます重くなる見通しです（注６）。

課題３：高齢社会の生活にまつわる困りごとの解決が困難に

高齢化の進行により、社会で必要とされるサービスも変化しています。高齢社会では、介護や終活といった新たなニーズが生まれ、その需要は拡大していきます。しかし、こうした高齢社会の生活にまつわる情報は質・量ともに不足しており、また整理された形で提供されていないという問題があります。さらに、今後多くの産業で労働力が不足することで、高齢社会で求められるサービスの供給自体が不十分となることも懸念されます。このため、高齢者やその家族にとって、生活における様々な困りごとの解決が難しくなることが想定されます。

高齢社会の課題と解決の方向性

当社グループは、高齢社会が直面する３つの課題を情報インフラの構築を通じて解決していくため、それぞれの社会課題に対して具体的な解決の方向性を定めています。

まず、質の高い医療・介護/障害福祉サービスの提供が困難になるという課題（課題１）に対しては、圧倒的な人材の需給ギャップを解消するとともに、これらのサービス提供を担う事業者の業務効率向上や経営課題を解決することが重要であることから、「医療・介護/障害福祉の人手不足と偏在の解消」と「医療・介護/障害福祉事業者の経営改善」が解決の方向性になると考えています。

また、社会保障費の増大と生産年齢人口の減少により現役世代の負担がより深刻になるという課題（課題２）に対しては、より多くの人が生産性高く、健康に長く働けるようにすることが、「健康な労働力人口の増加」を通じて、課題の解決につながると考えています。

そして、高齢社会の生活にまつわる困りごとを解決するのが困難になるという課題（課題３）に対しては、高齢社会に関わる様々な情報を分かりやすく整理し、「多様な選択肢と質の高い意思決定情報を提供すること」が、解決につながると考えています。

各事業分野での取組

当社グループでは、上記の課題と解決の方向性を踏まえ、各事業分野で社会課題解決に向けた取組を行い、グループミッションの実現と、持続的な成長を通じた長期的な企業価値の向上を目指しています。

＜キャリア分野＞

キャリア分野においては、「質の高い医療・介護/障害福祉サービスの提供が困難になる」と

いう社会課題（課題１）に対し、医療・介護/障害福祉従事者と事業者の最適なマッチングを通じ、「医療・介護/障害福祉の人手不足と偏在の解消」に貢献することで解決を目指しています。

医療領域においては、今後、従事者の需要の拡大と同時に、必要とされる医療機能が急性期から慢性期、在宅といった分野にシフトしていくと予想されます。求められる医療が変化する中、医療従事者の需給ギャップはますます拡大しており、また、医療機能間や地域間の偏在も大きな課題となっています。医療キャリアでは、医療従事者に対し、従事者の職業人生の全期間を通じて、就職・転職・復職の支援、スキル・キャリアアップ情報の提供など、「キャリアを一歩前に進める」ための支援をしています。事業者に対しては、人材の採用や労働環境の改善などの人材関連課題の解決を支援するとともに、そこでの働き方やキャリアの魅力を従事者に的確に伝えていくことで、社会から求められるより良い事業者への就業を支援することが可能になります。従事者が理想のキャリアを歩むことを支援しながら、必要とされる医療機能・地域の事業者への最適なマッチングを促すことで、医療従事者の不足と偏在の解消に貢献していきます。

介護/障害福祉領域においては、高齢者の増加に伴い、日常生活において介助を必要とする要介護者の増大が見込まれており、長期間にわたって圧倒的な従事者不足が続くことが確実です。国の推計によると、2040年には2022年と比較して57万人の介護職が追加で必要となります（注４）。介護キャリアでは、介護/障害福祉従事者の圧倒的な不足を解消するため、介護/障害福祉業界への新規就業者を増やすと同時に、定着を促し業界外への離脱を減らしていく取組を行っています。資格取得スクールを通じて未経験者の資格取得を支援し、未経験者でも働きやすく育成環境の整った事業者への就業をサポートすることで、業界外からの新規就業を促進しています。就業後は、従事者の不安や職場での悩みを解消する定着支援サービスを通じ、早期離職の防止に貢献しています。また、従事者がスキルや経験を活かしてやりがいを持って働ける最適な介護/障害福祉事業者とのマッチングを行うとともに、採用や労働環境の改善といった事業者の人材関連課題の解決を支援し、従事者にとってもより良い職場環境の実現につなげることで、従事者の定着と業界からの離脱防止にも貢献していきます。

今後も、医療・介護/障害福祉の人手不足と偏在の解消に向け、従事者・事業者への提供価値を最大化し、長期にわたり持続的な成長を実現していきます。

＜介護・障害福祉事業者分野＞

介護・障害福祉事業者分野においては、「質の高い医療・介護/障害福祉サービスの提供が困難になる」という社会課題（課題１）に対し、サブスクリプション型の経営支援プラットフォーム「カイポケ」の提供を通じ、「介護/障害福祉事業者の経営改善」に貢献することで解決を目指しています。全国には約27万の介護事業所が存在しますが（注７）、その８割以上は運営事業所が２事業所以下の法人であり（注８）、小規模ゆえの経営課題を抱えている事業者も数多く存在しています。書類作成などの間接業務に多くの時間を割かれるうえに、人材採用難による人手不足、購買力の弱さ、資金繰り難といった業務上や経営上の問題があり、本来注力すべき高齢者のケアに十分に集中できないことが事業者共通の悩みの種となっています。また、障害への理解の深まり・診断のハードルの変化等により、障害福祉サービスの利用者数は年々増加傾向にあります。それに応じて、障害福祉サービスを提供する事業所数も継続して増加しているものの、介護事業所と同様の経営課題を抱えています。カイポケでは、介護/障害福祉事業所の運営に不

可欠な保険請求の機能に加えて、業務・採用・購買・金融・バックオフィス・M&A等を支援する40以上のサービスをワンストップで提供することにより、介護/障害福祉事業者の経営を総合的に支援し、事業者の経営改善とサービス品質向上に貢献していきます。
　今後も、カイポケを提供する介護/障害福祉サービス種別の拡張、サービス利用事業者数の拡大、経営に必要なサービスの開発と利用促進、蓄積された介護/障害福祉経営データの分析・活用により、経営支援プラットフォームとしての提供価値を最大化し、長期にわたり持続的な成長を実現していきます。

＜事業開発分野＞
　事業開発分野（ヘルスケア事業領域）においては、社会保障費の増大と生産年齢人口の減少により「現役世代の負担がより深刻になる」という社会課題（課題２）に対し、企業の健康経営を支援するプラットフォームの提供を通じ、「健康な労働力人口の増加」に貢献することで解決を目指しています。生産年齢人口の減少により、日本では今後、あらゆる産業で労働力が不足すると予想される中、現役世代の中には、糖尿病などの重篤な病や認知症に進行することも多い生活習慣病の患者やその予備軍が多く存在しています。また、過労や職場でのストレスなどに起因したメンタル不調も深刻で、うつ病などの気分障害が原因で医療機関を受診する患者数は近年増加傾向にあります。労働力の減少を食い止め、その生産性を高めていくうえでは、人々が長く健康に働けることが不可欠です。国も生活習慣病予防やメンタルヘルス改善のための対策に力を入れており、中でも企業が従業員とその家族の健康増進に取り組む「健康経営」の普及促進に向けた政策を積極的に推進しています。当社グループでは、医師や看護師、管理栄養士などの医療従事者の力を活用したエビデンスに基づくデジタルヘルスサービス（注９）を企業や健康保険組合等に提供する健康経営支援プラットフォームを構築することで、従業員とその家族の健康増進に貢献していきます。当社グループが有する医療従事者ネットワーク、ICTの知見及び官公庁等との実証事業の実績という強みを活用することで、健康保険組合に対する遠隔での特定保健指導サービスや企業に対する産業保健サービス等の安価で実効性のあるソリューションの提供を実現しています。
　今後も、サービス利用企業数・利用者数の拡大、健康経営に必要なサービスの開発、医療従事者の確保・育成によるサービス品質向上、蓄積されたデータの分析・活用により、健康経営支援プラットフォームとしての提供価値を最大化し、加速度的な成長を実現していきます。

　事業開発分野（シニアライフ事業領域）においては、「高齢社会の生活にまつわる困りごとの解決が困難になる」という社会課題（課題３）に対し、生活にまつわる悩みやニーズを抱えた人々を、その解決に役立つ相談先やサービスにつなぐ困りごと解決プラットフォームの構築を通じ、「多様な選択肢と質の高い意思決定情報の提供」をすることで解決を目指しています。介護で悩む人向けコミュニティサービスにおいて、他の介護者との交流や専門家からのアドバイスを通じて介護を中心とした多様な困りごとの解決を支援するとともに、住まい・食・終活など特定テーマの困りごとを持つ人々を、解決策を提供する事業者につなぐサービスを提供することで、エンドユーザが抱えるあらゆる困りごとの解決を総合的に支援していきます。
　今後も、介護で悩む人向けコミュニティの介護の総合相談窓口としての価値向上、高齢社会特有のテーマの拡張とその中でのサービスの拡充、困りごとの解決策を提供する提携事業者の拡

大、提携事業者向け経営支援を通じて、困りごと解決プラットフォームとしての提供価値を最大化し、加速度的な成長を実現していきます。

＜海外分野＞

海外分野（メディカルプラットフォーム事業領域）においては、APACでは相対的に「医薬品・医療機器等の普及が遅く、医療の質が十分ではない」という社会課題に対し、医療関連事業者等と医療従事者をつなぐAPAC各国に最適化されたメディカルプラットフォームの構築を通じ、「医療の普及と安全性の向上を促進」することで解決を目指しています。当社グループが有するAPAC各国の医療従事者の会員基盤を活かし、全世界の製薬会社をはじめとした医療関連事業者等のマーケティング活動を支援しています。価値のある情報を特定・作成・整理しローカライズしたうえで医療従事者に提供することによって、さらなる会員基盤の拡大・活性化につなげ、医療関連事業者等のより効果的・効率的なマーケティング活動に貢献していきます。

今後も、サービス提供先の業種・業態の拡張、顧客数の拡大、提供する情報の種類・量の拡大と質の向上、医療従事者の会員基盤の拡大・活性化、蓄積された情報の分析・活用により、メディカルプラットフォームとしての提供価値を最大化し、長期にわたり持続的な成長を実現していきます。

海外分野（グローバルキャリア事業領域）においては、経済発展や高齢化に伴い世界的に医療サービスに対するニーズが高まる中で「世界的な医療従事者の不足と偏在」が生じているという社会課題に対し、世界の医療従事者と医療事業者をつなぐ医療従事者供給プラットフォームを構築することで解決を目指しています。各国の医療従事者と医療事業者の需給状況に応じて、クロスボーダー及びドメスティックで最適なマッチングを促進することで、グローバルな医療の質の向上に貢献していきます。

今後も、紹介先医療事業者の展開国と事業者数の拡大、就業を支援する医療従事者側の展開国及び従事者数の拡大、事業者と従事者の最適なマッチングとマッチング量の拡大により、医療従事者供給プラットフォームとしての提供価値を最大化し、長期にわたり持続的な成長を実現していきます。

当社グループは、今後も拡大する市場から生まれる様々な事業機会を捉え、国内外において新たなサービスを数多く生み出すことで社会課題の解決に貢献し、持続的かつ長期的な成長を実現していきます。

当連結会計年度における当社グループの経営成績は、以下のとおりです。

売上高は、キャリア関連事業、カイポケ事業の拡大等により、64,735百万円（前期比6.2％増）となりました。

営業利益は、6,787百万円（前期比7.1％増）となりました。

経常利益は、8,721百万円（前期比4.4％増）となりました。

親会社株主に帰属する当期純損失は、海外事業で無形固定資産の減損損失を計上し、14,317百万円（前期は親会社株主に帰属する当期純利益6,054百万円）となりました。

（注１）当社は、日本が批准している「障害者権利条約」に基づき、「障害」は個人ではなく社会の側にあるとする「社会モデル」の考え方に立脚しております。表記に際しては、受け取り手の心情に配慮し場合によって「障害」「障がい」を使い分ける方針であるものの、社会の側にある障害は排していくべきものとの考えから、本資料内においては基本的に「障害」と表記しています。
（注２）総務省「人口推計」
（注３）国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（令和５年推計）」
（注４）看護師：厚生労働省「看護師等（看護職員）の確保を巡る状況」
介護職：厚生労働省「第９期介護保険事業計画に基づく介護職員の必要数について」
（注５）内閣官房・内閣府・財務省・厚生労働省「2040年を見据えた社会保障の将来見通し」
金額は年金・医療・介護の合計
（注６）総務省「国勢調査」「人口推計」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（令和５年推計）」
（注７）厚生労働省「介護給付費等実態統計（令和７年３月審査分）」をもとに集計
（注８）厚生労働省「介護サービス情報公表システム」「サービス付き高齢者向け住宅情報提供システム」より2025年１月時点の情報を集計
（注９）デジタルヘルス：AI、ICT、IoT、ウェアラブルデバイス、ビッグデータ解析など最新のデジタルヘルス技術を活用し医療やヘルスケアの効果を向上させること

② 分野別の概況

当社グループでは、キャリア、介護・障害福祉事業者、海外、事業開発の４分野を事業部門として開示しています。また、キャリア分野は介護キャリア・医療キャリアに細分化し開示しています。

＜事業部門別売上高＞

（単位：百万円）

事業部門	前連結会計年度	当連結会計年度	増減額	増減率
キャリア分野	36,211	38,276	2,064	5.7%
介護キャリア	19,320	20,487	1,166	6.0%
医療キャリア	16,891	17,788	897	5.3%
介護・障害福祉事業者分野	11,957	13,715	1,757	14.7%
海外分野	9,385	8,851	△534	△5.7%
事業開発分野	3,397	3,893	495	14.6%
合計	60,952	64,735	3,782	6.2%

＜キャリア分野＞

キャリア分野においては、事業者の強い採用意欲を背景に、介護キャリア及び医療キャリアともに成長しました。一方で、人材紹介における求職者の入職までのリードタイム長期化、ダイレクトリクルーティングにおける勤続支援金廃止の影響等により、売上高の成長は限定的となりました。

以上の結果、キャリア分野の当連結会計年度の売上高は、38,276百万円（前期比5.7%増）となりました。

＜介護・障害福祉事業者分野＞
介護・障害福祉事業者分野においては、介護/障害福祉事業者向け経営支援プラットフォーム「カイポケ」が順調に成長しました。会員数の増加に加え、ファクタリングやタブレット・スマートフォン等の有料オプションサービスの利用拡大、M&Aマッチング及び障害福祉人材紹介も成長に寄与しました。
以上の結果、介護・障害福祉事業者分野の当連結会計年度の売上高は、13,715百万円（前期比14.7%増）となりました。

＜海外分野＞
海外分野におけるメディカルプラットフォーム事業は、一部顧客のマーケティング予算縮小等の影響により、売上高の成長は限定的となりました。
また、グローバルキャリア事業は、中東情勢の悪化を受けて、クロスボーダーでの医療従事者の渡航に影響が出ていること等により、前期比で減収となりました。
以上の結果、海外分野の当連結会計年度の売上高は、8,851百万円（前期比5.7%減）となりました。

＜事業開発分野＞
事業開発分野においては、ヘルスケア事業領域におけるICTを活用した遠隔での特定保健指導・産業保健等のサービス、シニアライフ事業領域におけるリフォーム事業者情報や葬儀社紹介サービス等を中心に、新規事業の開発・育成が進みました。
以上の結果、事業開発分野の当連結会計年度の売上高は、3,893百万円（前期比14.6%増）となりました。

（2）設備投資の概況
当連結会計年度における設備投資額は3,908百万円です。
主な内容は、介護/障害福祉事業者向け経営支援プラットフォーム「カイポケ」等のシステム開発投資及び業容拡大に伴う事業拠点拡充のための投資等です。

（3）資金調達の状況
当連結会計年度においては、重要な資金調達は行っておりません。

（4）重要な企業再編等の状況
当連結会計年度において、当社の連結子会社であったSENIOR MARKETING SYSTEM ASIA PTE. LTD.の清算手続きが完了したことにより、連結の範囲から除外しております。

（５）財産及び損益の状況の推移

当社グループの財産及び損益の状況

区　　分	第　20　期 2023年３月期	第　21　期 2024年３月期	第　22　期 2025年３月期	第　23　期 2026年３月期
売　上　高　（百万円）	45,667	53,973	60,952	64,735
営　業　利　益（百万円）	7,279	8,269	6,335	6,787
経　常　利　益（百万円）	8,759	9,901	8,357	8,721
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失（△）（百万円）	6,406	7,227	6,054	△14,317
１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失（△）(円)	73.51	82.97	70.96	△173.66
総　資　産　（百万円）	65,098	72,475	76,540	52,774
純　資　産　（百万円）	38,421	44,284	47,319	26,724
１株当たり純資産額　（円）	435.29	507.23	554.24	322.79

（注）１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、１株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算定しています。

（６）重要な子会社及び関連会社の状況

① 重要な子会社の状況（注１）

(国内)

該当する重要な子会社はありません。

（海外）

会社名	住所	資本金	当社の議決権比率	主要なサービス内容
MEDICA ASIA (HOLDCO) LIMITED	英国	344 英ポンド	100%	MIMSグループ持株会社
MIMS PTE. LTD. (注2)	シンガポール	65 百万 シンガポールドル	100% (100%)	医療従事者・事業者向け医療情報サービス
MIMS MEDICA SDN.BHD. (注2)	マレーシア	22 百万 マレーシアリンギット	100% (100%)	医療従事者・事業者向け医療情報サービス
PT SENIOR MARKETING SYSTEM INDONESIA (注2)	インドネシア	34,505 百万 インドネシアルピア	100% (100%)	医療従事者・事業者向け医療情報サービス
MIMS (SHANGHAI) LIMITED. (注2)	中国	3 百万 米ドル	100% (100%)	医療従事者・事業者向け医療情報サービス
MIMS Career (Shanghai) Co. Ltd. (注2)	中国	2 百万 米ドル	100% (100%)	医療従事者・事業者向け採用支援サービス
KIMS CO., LTD. (注2)	韓国	11,456 百万 韓国ウォン	100% (100%)	医療従事者・事業者向け医療情報サービス
MEDICA ASIA AUSTRALIA (HOLDCO) PTY LIMITED (注2)	オーストラリア	40 百万 豪ドル	100% (100%)	オーストラリアにおける持株会社
MIMS AUSTRALIA PTY LTD (注2)	オーストラリア	23 百万 豪ドル	100% (100%)	医療従事者・事業者向け医療情報サービス
MIMS (NZ) LIMITED (注2)	ニュージーランド	4 百万 ニュージーランドドル	100% (100%)	医療従事者・事業者向け医療情報サービス

（注１）特定子会社を記載しております。上記以外の会社も含め、連結子会社の数は38社です。
（注２）議決権比率欄内の（　）内は、間接所有割合です。

② 関連会社の状況

会社名	住所	資本金	当社の議決権比率	主要なサービス内容
エムスリーキャリア株式会社	東京都港区	100 百万円	49%	医師/薬剤師向け人材紹介等

（注）上記以外の会社も含め、関連会社の数は２社です。

2．会社役員に関する事項

（1）取締役の氏名等（2026年3月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	髙畑 正樹（たかはた まさき）	当社経営管理本部長、当社指名・報酬諮問委員 エムスリーキャリア㈱取締役
取締役	後藤 夏樹（ごとう なつき）	
取締役	杉崎 政人（すぎざき まさと）	
取締役（監査等委員）	松林 智紀（まつばやし ともき）	当社筆頭独立社外取締役、当社監査等委員長、 当社指名・報酬諮問委員長 のぞみ総合法律事務所パートナー
取締役（監査等委員）	鈴村 豊太郎（すずむら とよたろう）	東京大学大学院・情報理工学系研究科教授
取締役（監査等委員）	髙木 暢子（たかぎ のぶこ）	当社指名・報酬諮問委員 ㈱COEING AND COMPANY代表取締役 髙木暢子公認会計士事務所代表 ㈱コーセーホールディングス社外監査役

（注）1．髙畑正樹は、2026年1月1日付で代表取締役社長、経営管理本部長及び指名・報酬諮問委員に就任しました。
2．取締役（監査等委員）松林智紀、鈴村豊太郎及び髙木暢子は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。
3．取締役（監査等委員）松林智紀は、弁護士として長年活躍しており、法律の専門家としての豊富な知識、経験と幅広い見識を有しています。
4．取締役（監査等委員）鈴村豊太郎は、国際的なコンピュータ科学者として活躍しており、ビッグデータの分析・活用などの分野においての豊富な知識、経験と幅広い見識を有しています。
5．取締役（監査等委員）髙木暢子は、公認会計士として長年活躍しており、財務・会計の専門家及び経営コンサルタントとしての豊富な知識、経験と幅広い見識を有しています。
6．当社は、監査等委員会の職務を補助するものとして監査等委員会事務局を設置しているほか、内部統制システムを通じた組織的監査を実施することにより監査の実効性を確保していることから、常勤の監査等委員を選定しておりません。
7．当社は、取締役（監査等委員）松林智紀、鈴村豊太郎及び髙木暢子を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ています。
8．当社は、取締役（監査等委員）松林智紀の以前の所属先である田辺総合法律事務所と法律顧問契約を締結していますが、①同氏は、2007年11月に当社社外取締役に就任した後は同法律事務所において当社の依頼案件に関与していなかったこと、②同氏は、2017年2月末に同法律事務所を退所していること、③当社グループと同法律事務所との契約金額はいずれの事業年度においても当社グループ及び同法律事務所それぞれの年間連結総売上高に対し1％未満かつ1,000万円未満であることから、当社と同法律事務所との間の法律顧問契約は、同氏の社外取締役としての独立性に影響を及ぼすものではないと判断しております。なお、同氏の現在の所属先であるのぞみ総合法律事務所と当社グループとの間には取引関係はありません。

9．当社は、取締役（監査等委員）鈴村豊太郎の所属先である国立大学法人東京大学と広告掲載等に係る取引関係がありますが、同法人との取引金額はいずれの事業年度においても当社グループ及び同法人のそれぞれの年間連結総売上高に対し１％未満かつ1,000万円未満であることから、当社と同法人との取引は、同氏の社外取締役としての独立性に影響を及ぼすものではないと判断しております。

＜ご参考＞当社グループの経営陣

取締役を含む当社グループの経営陣については、当社ウェブサイトで紹介しております。

https://www.bm-sms.co.jp/ir/management/leadership/

（２）取締役の報酬等

① 取締役の報酬等の総額

区　　分	報酬等の総額（百万円）	対象となる役員の員数
取締役（監査等委員を除く）	181	３名
取締役（監査等委員）	27	３名
合計 （うち社外役員）	209 （27）	６名 （３名）

② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬等の額は、2016年６月24日開催の第13期定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）については月額報酬及びストック・オプションとしての新株予約権を対象として年額200百万円以内（定款上の員数：９名以内。）、監査等委員である取締役については年額100百万円以内（定款上の員数：５名以内。）と決議しております。第13期定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は３名、監査等委員である取締役の員数は３名です。

③ 取締役の報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、指名・報酬諮問委員会への諮問、同委員会からの答申を経て、2022年６月24日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本項において同じ。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は次のとおりです。

(a) 取締役の個人別の報酬等（(b) 及び (c) に該当する報酬等を除く。）の額又はその算定方法の決定に関する方針

当社と業績や業容等が近い企業の役員報酬額をベンチマークとして報酬の固定額を決定し、次年度以降の報酬の固定額については、利益成長率をベースとして、一定のテーブルに当てはめて決定する。

(b) 取締役の個人別の報酬等のうち、業績連動報酬等に係る業績指標の内容及びその業績連動報酬等の額又は数の算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬等は支給しない。

(c) 取締役の個人別の報酬等のうち、非金銭報酬等の内容及びその非金銭報酬等の額もしくは数又はその算定方法の決定に関する方針

報酬としてのストック・オプション（新株予約権）について、必要に応じて株主総会決議、指名・報酬諮問委員会への諮問・答申を経て、付与を決定する場合がある。

(d) (a) ～ (c) の報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

既に付与した報酬としてのストック・オプション（新株予約権）に係る金額を除き、原則として、全額を固定額の報酬とする。報酬としてストック・オプション（新株予約権）を新たに付与する場合、固定額の報酬との割合の決定に関する方針を改めて取締役会で決議する。

(e) 取締役に対し報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針

固定額の報酬について、在任中に月額報酬として支払う。

(f) 取締役の個人別の報酬等の内容について、その決定の全部又は一部を、取締役その他の第三者に委任することに関する事項

取締役の個人別の報酬の金額及び支払時期は、指名・報酬諮問委員会において決定するものとし、取締役会は、同委員会の委員長及び委員に対してその権限を委任する。取締役会は、指名・報酬諮問委員会規程に従い、同委員会より、検討の経過及び結果の報告を受けるものとする。

④ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当事業年度においては、2025年６月20日開催の取締役会にて、指名・報酬諮問委員会の委員長である取締役（監査等委員）松林智紀、同委員会の委員である取締役（監査等委員）髙木暢子及び代表取締役社長 後藤夏樹（注）に対し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬の金額及び支払時期を決定する権限を委任する旨を決議し、同委員会が当該事項を決定しています。その理由は、独立社外取締役２名と代表取締役によって構成され、筆頭独立社外取締役が委員長を務める指名・報酬諮問委員会への委任により、個人別の報酬等の内容の決定に係る透明性及び公正性の向上を図るためであります。

なお、監査等委員である取締役の個人別の報酬の金額及び支払時期の決定については、監査等委員全員の協議により、監査等委員長松林智紀に一任しております。

（注）取締役会からの委任及び指名・報酬諮問委員会における決定の時点における氏名、地位及び担当を記載しています。

連結貸借対照表

（2026年３月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		**（負債の部）**	
流動資産	**38,411**	**流動負債**	**24,584**
現金及び預金	13,728	買掛金	405
売掛金	9,562	短期借入金	4,600
仕掛品	53	１年内返済予定の長期借入金	1,300
貯蔵品	19	未払金	11,614
未収入金	14,160	未払費用	803
前払費用	1,219	未払法人税等	1,556
その他	37	未払消費税等	861
貸倒引当金	△369	契約負債	1,571
固定資産	**14,363**	預り金	172
有形固定資産	**1,087**	賞与引当金	1,084
建物	1,348	リース債務	117
減価償却累計額	△707	その他	496
建物（純額）	641	**固定負債**	**1,465**
工具、器具及び備品	1,175	長期借入金	1,050
減価償却累計額	△995	退職給付に係る負債	247
工具、器具及び備品（純額）	179	リース債務	165
使用権資産	481	その他固定負債	2
減価償却累計額	△215	**負債合計**	**26,050**
使用権資産（純額）	265	**（純資産の部）**	
無形固定資産	**7,210**	**株主資本**	**19,792**
のれん	64	資本金	2,551
ソフトウエア	7,146	資本剰余金	261
その他	0	利益剰余金	26,691
投資その他の資産	**6,065**	自己株式	△9,711
投資有価証券	2,909	**その他の包括利益累計額**	**6,702**
繰延税金資産	1,658	その他有価証券評価差額金	165
敷金及び保証金	1,497	為替換算調整勘定	6,536
		新株予約権	**229**
		純資産合計	**26,724**
資産合計	**52,774**	**負債・純資産合計**	**52,774**

（注） 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（2025年４月１日から
2026年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金	額
売上高		**64,735**
売上原価		**7,602**
売上総利益		**57,132**
販売費及び一般管理費		**50,345**
営業利益		**6,787**
営業外収益		
受取利息	67	
持分法による投資利益	2,158	
その他	66	**2,292**
営業外費用		
為替差損	212	
支払利息	130	
その他	14	**357**
経常利益		**8,721**
特別利益		
固定資産売却益	0	**0**
特別損失		
固定資産除売却損	6	
事業撤退損	127	
為替換算調整勘定取崩損	64	
減損損失	22,957	**23,155**
税金等調整前当期純損失（△）		**△14,433**
法人税、住民税及び事業税	2,513	
法人税等調整額	△2,629	**△115**
当期純損失（△）		**△14,317**
親会社株主に帰属する当期純損失（△）		**△14,317**

（注）　記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

以　上

定時株主総会会場ご案内図

会場	東京グランドホテル　３階　「桜の間」 東京都港区芝二丁目５番２号　TEL（03）3456-2222	
交通	都営地下鉄	三田線 芝公園駅　A1出口より徒歩約２分 浅草線・大江戸線 大門駅　A3出口より徒歩約８分
	ＪＲ	山手線・京浜東北線 浜松町駅　南口より徒歩約10分
	東京モノレール	浜松町駅　徒歩約10分

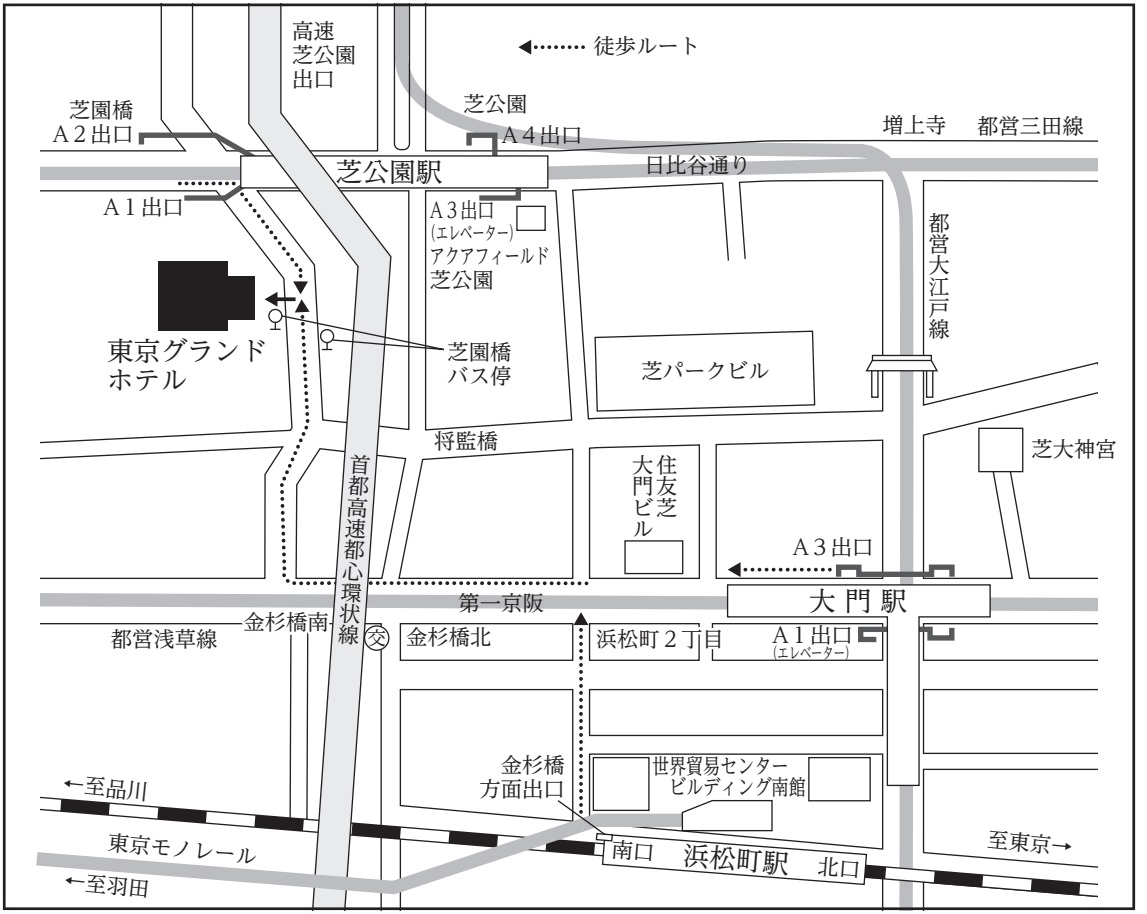

ご来場の株主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解の程、お願い申しあげます。

UD FONT 見やすく読みまちがえにくい ユニバーサルデザインフォントを採用しています。